

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針

〔平成 29 年 12 月 26 日〕
閣 議 決 定

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

平成29年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、地域交通部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版）」（平成29年12月22日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

2 一括法案の提出等

下記4から6までの事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成30年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

3 事務・権限の移譲に伴う財源措置その他必要な支援

（略）

4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【厚生労働省】

(抜粋)

(2) 毒物及び劇物取締法(昭25 法303)

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 毒物及び劇物の原体の製造(小分けを除く。以下同じ。)を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録(4条1項)
- ・ 毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者による毒物劇物取扱責任者の届出(7条3項)
- ・ 毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録の変更(9条1項)
- ・ 毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の氏名又は住所の変更等の届出(10条1項)
- ・ 毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の立入検査等(17条1項)
- ・ 毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取消等(19条1項から4項)
- ・ 毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取消に係る聴聞の期日及び場所の公示(20条2項)
- ・ 毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録が失効した場合等の措置(21条1項)

5 都道府県から市町村への事務・権限に移譲等

(略)

6 義務付け・枠付けの見直し等

(略)

(別紙)

移譲後の措置

【厚生労働省】

(2) 毒物及び劇物取締法(昭25法303)

| 条項 | 事務・権限 | 移譲後の措置 | | |
|-------|---|--------|----------------------|---------------------|
| | | 事務の区分 | 個別法に規定する 国の関与 | 大臣の並行権限 |
| 4① | 毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録 | 自治事務 | | |
| 7③ | 毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者による毒物劇物取扱責任者の届出 | 自治事務 | | |
| 9① | 毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録の変更 | 自治事務 | | |
| 10① | 毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の氏名又は住所の変更等の届出 | 自治事務 | | |
| 17① | 毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の立入検査等 | 自治事務 | | 有 ※緊急の必要がある場合に限る |
| 19①~④ | 毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取消等 | 自治事務 | 指示 ※緊急の必要がある場合に限る | |
| 20② | 毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取消に係る聴聞の期日及び場所の公示 | 自治事務 | | |
| 21① | 毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録が失効した場合等の措置 | 自治事務 | | |